

# 東伊豆町特定居住促進計画（案）

2026年3月31日策定（予定）

|      |         |      |              |
|------|---------|------|--------------|
| 自治体名 | 静岡県東伊豆町 | 計画期間 | 令和8年度～令和12年度 |
|------|---------|------|--------------|

## 1. 特定居住促進区域

※都道府県と市街化調整区域に関する協議を行った場合は、その日付を記載



位置図  
（静岡県ホームページより）



特定居住推進区域（稲取地区）

## 2. 特定居住の促進に関する基本的な方針

### (1) 基本方針

東伊豆町は、伊豆半島東海岸のほぼ中央に位置し、北西に天城連山を頂き、東南には伊豆七島を臨む相模灘に面した自然環境に恵まれたまちです。また、海岸線に沿って国道135号線と伊豆急行線が、大川、北川、熱川、片瀬、白田、稲取の6つの温泉郷を結び、この豊富な温泉と海の幸、山の幸を活かした観光産業が中心となっています。

当町は、既に加速している人口減少や少子高齢化、多発する大規模な自然災害、インフラや公共施設の老朽化など多くの課題に直面しており、効率的かつ効果的な自治体経営が求められています。多様化・複雑化する課題に対応するためには、経済・社会・環境等さまざまな側面の相互関係を踏まえた統合的な取組が重要です。そこで、令和6年度～令和12年度を年次目標とした「東伊豆町まちづくり総合指針」を定めました。総合指針の中では3つのコンセプト（緩和、適応、全員参加）を基に7つの政策目標を設定しています。

その具体的な展開として、特に二地域居住の促進においては、「住まい」「なりわい」「公共交通」「コミュニティ」の4要素を一元的に管理・発信する体制を構築します。遊休資産の利活用や移動手段の確保、地域コミュニティの担い手不足解消といった課題解決を並行して進めることで、二地域居住者を戦略的に受け入れます。この一連の取組により、関係人口から定住人口への緩やかな移行を促し、次世代へつながる持続可能な地域社会を実現します。

### (2) 目標

- ・ 特定居住促進区域内におけるお試し移住体験施設利用者数：累計390人（令和6年度実績 78人）
- ・ 特定居住促進区域内におけるワークスペース利用者数：累計 750人（令和6年度実績 102人）
- ・ ライドシェアの利用者数：累計5,000人（令和6年度実績 612人）
- ・ 東伊豆町ファンクラブ「うちっち」登録者数：累計600人（令和6年度末実績 301人）
- ・ 二地域居住者の地域コミュニティへの参加・協力：100名（計画期間中の延べ人数）

## 3. 特定居住拠点施設の整備に関する事項

## (1) 特定居住拠点施設

| No | 拠点施設の区分 | 名称（施設の内容）             | 所在地           | 都市計画等の状況 | 整備内容 | 整備主体          | 整備期間    |
|----|---------|-----------------------|---------------|----------|------|---------------|---------|
| 1  | 事務所     | EAST DOCK（コワーキングスペース） | 東伊豆町稲取895-1   |          | 整備済み | 東伊豆町          | 令和元年5月  |
| 2  | 交流施設    | よりみち135               | 東伊豆町稲取1569-6  |          | 整備済み | 東伊豆町          | 令和8年3月  |
| 3  | 交流施設    | まちのレセプションようよう         | 東伊豆町稲取2828-2  |          | 整備済み | 東伊豆町<br>民間事業者 | 令和6年2月  |
| 4  | 交流施設    | ダイロクキッチン              | 東伊豆町稲取348-2   |          | 整備済み | 東伊豆町<br>民間事業者 | 平成28年3月 |
| 5  | 交流施設    | morie                 | 東伊豆町稲取3348-17 |          | 整備済み | 東伊豆町          | 令和3年12月 |
| 6  | 宿泊施設    | 湊庵 錆御納戸 -sabionando-  | 東伊豆町稲取1295-1  |          | 整備済み | 民間事業者         | 令和2年10月 |
| 7  | 宿泊施設    | 湊庵 赤燈 -sekito-        | 東伊豆町稲取1222-1  |          | 整備済み | 民間事業者         | 令和4年1月  |
| 8  | 宿泊施設    | 湊庵 路考茶 -rokocha-      | 東伊豆町稲取1467    |          | 整備済み | 民間事業者         | 令和6年8月  |

## (2) 用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

## ・ 用途（施設の種類）

なし

## ・ エリア

なし

## ・ 市街地環境の悪化を防止するための措置

なし

## (3) 公的賃貸住宅等整備事業に関する事項

なし

4. 特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項

(1) 関連施設

| No | 施設の用途・名称 | 所在地 | 都市計画等の状況 | 整備内容 | 整備主体 | 整備期間 |
|----|----------|-----|----------|------|------|------|
|    |          |     |          |      |      |      |
|    |          |     |          |      |      |      |
|    |          |     |          |      |      |      |
|    |          |     |          |      |      |      |
|    |          |     |          |      |      |      |

(2) 用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

・ 用途（施設の種類）

なし

・ エリア

なし

・ 市街地環境の悪化を防止するための措置

なし

## 5. 施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項

## ○住まい

- ・長期滞在者や定期来訪者の移動・宿泊費の負担軽減の仕組み構築
- ・空き家バンクの運営
- ・お試し移住体験施設の運営

## ○なりわい

- ・創業支援
- ・観光資源の新たな発掘と魅力向上

## ○公共交通

- ・ライドシェア等地域公共交通網の構築
- ・グリーンスローモビリティの運行推進

## ○コミュニティ

- ・多世代交流拠点施設の利用促進
- ・地域住民と二地域居住者が交流できるイベント
- ・地域住民と二地域居住者に対して常にひらかれた場の醸成、相談支援
- ・ファンクラブの運営

## ○全体の推進に関すること

- ・移住及び二地域居住希望者へのワンストップ相談窓口開設、SNS等を活用した情報提供
- ・二地域居住コーディネーターの導入
- ・特定居住支援法人の指定

6. 施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項

なし

※都道府県が社会資本総合整備計画（広域的地域活性化基盤整備計画）により拠点施設関連基盤施設整備事業を実施する場合に記載。

計画の名称、計画の期間、交付対象、連携都道府県

7. その他

(1)都道府県知事への意見聴取： 年 月 日

(2)特定居住促進区域内の住民の意見を反映するために必要な措置に関する事項

パブリックコメントの実施：令和8年3月4日～令和8年3月19日

町内まちづくり団体等との意見交換を実施予定

(3)都市計画との調和に関する事項

都市計画担当部署との確認：令和8年3月3日